

プレ妊娠期・妊娠期

妊娠を希望される方や妊娠中の方への支援や、生まれてくるときのための準備や健康管理などがあります。



こども家庭センター

健康増進課・こども家庭課・こども保育課の3課に、妊娠・出産・子育ての相談窓口として「こども家庭センター」を設置し、安心してこどもを生み・育てられるよう、妊娠初期から子育て期間を通じ、心配なことや悩みなどをお伺いします。必要な情報提供やサポートを行うとともに、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。

相談窓口

- 健康増進課　☎39-1245
 妊娠・出産、お子さんの健康・健診・予防接種、お母さんの体調など
- こども家庭課　☎23-4545
 子育てや養育、夫婦・親子関係、経済的問題、ＤＶ、障がいのあるお子さんのことなど
- こども保育課　☎39-1239
 保育施設の入所や各種保育サービスなど

母子保健コーディネーターによる相談サポート

健康増進課では、助産師の資格を持つ母子保健コーディネーターが妊娠中から産後の健康のこと、授乳・乳房ケアなどのさまざまな相談に応じます。

オンライン相談

電話相談・面接相談に加えて、Web会議サービス「Zoom」を利用して、妊娠・出産から子育て期の相談に応じます。申請システムからの申し込みが必要です。詳しくは市ホームページをご確認ください。

妊娠届出書の提出／母子健康手帳交付

問 健康増進課　☎39-1245

産科医療機関で出産予定日が分かったら、「妊娠届出書」を健康増進課に提出しましょう。「母子健康手帳」と「妊婦健康診査受診票」をお渡しします。

妊娠届出をされた方に、助産師や保健師が母子健康手帳の使い方や妊娠中の生活、出産等に関する情報を「会津若松市親子の健康づくりガイドブック」を使用しながらお伝えします。

母国語が外国語の方へ

外国語版の母子健康手帳を交付しています。（英語版、中国語版、ハングル版、タガログ語版、ベトナム語版）

父子健康手帳を希望者に配布します

「父子健康手帳」を希望者にお渡ししています。仕事も子育ても楽しみながら取り組むための情報が掲載された冊子です。

☑ 届出に必要な書類

- ☐ 妊娠届出書
- ☐ 妊娠届出時アンケート
- ☐ マイナンバーカード又はマイナンバーがわかる書類
- ☐ 届出人の本人確認ができる書類

不妊治療費等助成事業

問 健康増進課　☎39-1245

保険適用とならない生殖補助医療及び妊孕性温存療法等に要する費用に対し福島県の助成に上乗せし治療費の一部を助成します。

生殖補助医療交通費支援事業

問 健康増進課　☎39-1245

生殖補助医療をうけるにあたり遠方の医療機関へ通院するご夫婦に対し、通院にかかる交通費の一部を助成します。

妊婦支援給付金（1回目）

問 健康増進課　☎39-1245

妊娠届出時に、妊婦さんご本人と助産師または保健師との面談後、妊婦支援給付金（妊婦一人あたり50,000円）の申請書をお渡しします。

口座入金と会津コイン受取から選択可能です。

☑ 申請に必要なもの

- ☐ 申請書（妊娠届出時に交付します）
- ☐ 本人確認書類の写し
- ☐ 振込口座が確認できる書類の写し

妊産婦健康診査助成等

問 健康増進課　☎39-1245

妊娠中の健康管理や経済的負担の軽減のため、妊婦健康診査15回、産後2週間健康診査1回、産後1か月健康診査1回の費用の一部を助成します。

多胎妊娠された方が、既定の15回を超えて妊婦健康診査を受診した場合、費用の一部を助成します。

住民税非課税世帯又は同等の所得水準の妊婦さんを対象に、初回の産科受診料の一部を助成します。該当される方は、お問い合わせください。

妊娠中の予防接種

問 健康増進課　☎39-1245

生まれてくるお子さんのRSウイルス感染症を予防するために、妊娠中（妊娠28週0日から36週6日まで）の方はRSウイルスワクチンを無料で接種できます。母子健康手帳発行時に、予診票を配付します。

考えよう！育児&家事分担

パパができることもたくさんあります！

授乳

新生児期は2～3時間おきに授乳を行います。夜中の授乳に疲れてしまうことや、人によって母乳トラブルも…。

- 授乳後に赤ちゃんを抱っこしてゲップを出させる。
- ミルクの調乳や授乳をする。特に夜間のミルクは積極的に。



沐浴

新生児期は毎日ベビーバスなどで沐浴をします。

- 沐浴は手のひらが大きく腕力のあるパパが大活躍！
- 体を洗う担当と体を拭く担当分かれて連携プレーを。



産前産後期間の国民年金保険料の免除

問 国保年金課　☎39-1249

第1号被保険者が出産をされた際、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。免除を受けるには国保年金課への申請が必要です。

出産予定日の6か月前から申請ができ、平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の申請はいつでも可能です。

産前産後期間の国民健康保険税の軽減

問 国保年金課　☎39-1249

国民健康保険の被保険者が出産された際、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民健康保険税が軽減されます。軽減を受けるには国保年金課への申請が必要です。

出産予定日の6か月前から申請ができ、令和5年11月1日以降の出産であれば、出産後の申請も可能です。

子育て応援パスポート（ファミたんカード）

問 こども家庭課　☎39-1243

協賛店で提示するとさまざまなサービスが受けられます。（詳しくはP5へ）

助産施設

問 こども家庭課　☎23-4545

経済的理由により入院出産ができない妊婦の助産施設への入所について、分娩とその費用を支援します。

低所得世帯の妊婦への初回産科受診料助成

問 健康増進課　☎39-1245

住民税非課税世帯又は同等の所得水準の方を対象として、妊娠判定にかかる初回の産科受診に要した費用の一部を助成します。

妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業

問 健康増進課　☎39-1245

医学的な理由等により遠方の分娩取扱施設での出産や妊婦健康診査・産婦健康診査等の受診が必要である妊産婦に対し、移動にかかる交通費や出産準備のための宿泊費を助成します。

ストレス解消＆リフレッシュ方法

子どもと真剣に向き合っているからこそ、初めての育児に不安になったり、疲れを溜めたまま頑張っていませんか？

好きな音楽に浸り、大声で歌う！

（子どもと一緒に童謡でも可）

外出が難しいときの一番のストレス発散法です。



近くの子育て支援センターに行く

同じ境遇の子育てママや保育士さんと話すと心が軽くなります。





赤ちゃんが生まれたら

出産後にはさまざまな手続きがあります。
産後ケアや相談窓口も確認しましょう。



出生届

問 市民課　☎39-1230

お子さんが生まれたら出生届出をしてください。

届出期限

お子さんが生まれた日を1日目として、14日以内

届出人

お子さんの父または母（未婚の場合は母）

☑ 持ち物

- ☐ 出生届（お子さんの生まれた医療機関等から渡されます）
 ※市ホームページにて記入例を掲載しています。
- ☐ 母子健康手帳

出産育児一時金

問 国保年金課　☎39-1244

加入している健康保険から支給されます。

支給額は、50万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関の場合は48万8千円）です。

医療機関等への直接支払制度を利用する場合は、加入している健康保険から、出産した医療機関に、直接、出産費用を支払うことになり、あらかじめ出産費用を用意する負担が軽減されます。

出産費用が出産育児一時金の額を上回る場合は、超えた額はご本人の負担となります。

申請は出産される医療機関にお問い合わせください。

出産費用が出産育児一時金の額未満の場合や、直接支払制度を利用しない場合は、加入している健康保険にお問い合わせください。

楽しみなイベントを計画する！

心待ちにできる何かがあると頑張れます。



ひとり時間に没頭する

自分でコントロールできることがある、というメッセージは不安や緊張の緩和に繋がります。



デリバリーや外食など、家事をしない日を作ってゆっくり過ごす

家事をしない日を作ってゆっくり過ごす。頑張っているから手を抜いてもいいんです！



児童手当

問 こども家庭課　☎39-1243

子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、こどもを育てられる社会をつくるため、児童手当を支給します。

手当月額

0歳～3歳未満の第一子・第二子	15,000円
3歳～高校生年代までの第一子・第二子	10,000円
第三子以降（※1）	30,000円

※1 22歳到達後の最初の3月31日までの間にある子の中で経済的負担のある子から数えます。大学生年代の子（18歳到達後の最初の4月1日から22歳到達後の最初の3月31日までの間にある子）について経済的負担があり、子の合計が3名以上となる場合には監護相当・生計費の負担についての確認書の提出が必要です。

子ども医療費助成

問 こども家庭課　☎39-1243

0歳から18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの児童を対象に、医療費の一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を助成します。

子育て応援パスポート（ファミたんカード）

問 こども家庭課　☎39-1243

協賛店で提示するとさまざまなサービスが受けられます。

福島県内に住む18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童又は妊婦一人につき1枚交付しています。（詳しくはP5へ）

低体重児出生届／未熟児の家庭訪問

問 健康増進課　☎39-1245

2500g未満の赤ちゃんが生まれた場合は、「低体重児出生届」をご提出ください。

低体重で生まれた赤ちゃんや、身体の発育が未熟のまま生まれた赤ちゃんがいるご家庭を対象に、助産師や保健師が家庭訪問を行います。体重測定を実施し、赤ちゃんの成長を一緒に確認したり、育児の悩みについて相談に応じます。

未熟児養育医療

問 健康増進課　☎39-1245

出生時の体重が2000g以下又は身体の発達が未熟のまま生まれ入院による養育を必要とする赤ちゃんに対して、その治療に必要な医療費の一部を助成します。

給付を受けるには申請書等の提出が必要ですので、お問い合わせください。

リトルベビーハンドブックの配布

問 健康増進課　☎39-1245

リトルベビーハンドブックは、福島県内にお住まいで、小さく生まれたお子さんとご家族のための手帳です。出生後から満6歳までの成長や医療の記録ができるように作られています。健診や予防接種などの情報は、従来どおり母子健康手帳に記録し、母子健康手帳に記載が難しい部分をハンドブックで補います。

配布対象者

①出生体重1500g未満で生まれたこどもの保護者
②①以外の低出生体重児でハンドブックを希望される方
③福島県内に住民票がある方

出産した医療機関で配布されますが、配布対象者に該当する方で、他県で出産した場合や、すでに退院されていて希望する方（概ね3歳ぐらいまで）はお問い合わせください。

産後ケア事業

問 健康増進課　☎39-1245

出産後のお母さんの不安や悩みを解消するために、県内の医療機関や助産所・助産院等の施設で宿泊ケアや日帰りケアを受けることができます。

利用するには、利用を希望する施設及び健康増進課へお申し込みが必要です。

産後の過ごし方

出産後は子宮の収縮による後陣痛や悪露（おろ）などの影響で、体のダメージはすぐに回復しません。さらに急激なホルモンバランスの乱れによって、情緒が不安定になる場合があります。

そんな中で赤ちゃんのお世話をするので、心身ともに大きな負担がかかります。

疲れたとき、困ったときはひとりで悩まず、市のサポートや子育て支援センターを活用してください。



こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

問 健康増進課　☎39-1245

生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、保護者の不安や悩みを聞き、子育てに関する情報の提供を行います。また、支援を必要とする家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけられるよう支援を行います。

妊婦支援給付金（2回目）

問 健康増進課　☎39-1245

育児関連商品等の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援です。

こんにちは赤ちゃん訪問で、お母さん又は主な養育者の方との面談後、申請書をお渡しします。口座入金と会津コイン受取から選択可能です。

妊婦支援給付金　妊娠している、または出産したこどもの数×50,000円

☑ 申請に必要なもの

- ☐ 申請書（こんにちは赤ちゃん訪問時に交付します）
- ☐ 本人確認書類の写し
- ☐ 振込口座が確認できる書類の写し

ブックスタート事業

問 こども家庭課　☎23-4545

初期離乳食教室において、乳児及びその保護者に対し子ども読書活動支援ボランティア等が、絵本の読み聞かせを行います。絵本を手渡し、子育てにおけるこどもと保護者のふれあいの機会をつくり、こどもの心と言葉の発達及びコミュニケーション能力の育成を支援します。

ふれあい遊びを楽しもう！　はいはい・たっちの頃

トンネルくぐり

トンネルを高くしたり低くしたり、声をかけてあげると楽しさがアップします。



追いかけっこ

「まてまて～」と声をかけて追いかけてみて。捕まえたら「こちょこちょ」も楽しいです。





こどもの健康



生まれてきた赤ちゃんのための健康診査や予防接種などがあります。

問 健康増進課　☎39-1245

新生児聴覚検査

生まれたばかりの赤ちゃんを対象に行う、耳のきこえの検査です。聴覚障がいを早期に発見し、できる限り早い段階で適切な療育等を受けられるよう、検査費用の一部を助成します。

母子健康手帳交付時にお渡しする、指定の受検票が必要です。

先天性股関節脱臼等検診

赤ちゃんの股関節ができあがっているか、外れたり、外れやすくなっていないかをみる検査です。生後3か月から生後4か月児を対象に、指定医療機関にて、医師の診察やレントゲン検査を受けることができます。対象の方には個別に通知します。

〈広告〉



いいづか 小児科・内科
ファミリークリニック

●診療時間

月・火・木・金	土
9:00～12:00	9:00～12:00
14:30～17:30	14:30～17:00

●休診日
日曜日、祝日、水曜日

会津若松市一箕町大字鶴賀字下居合５９
☎0242-32-3330

月齢ごとの乳幼児健康診査

▶1か月児健康診査

生後27日を超え、生後6週間に達しない児を対象に、身体計測、小児科医師の診察を指定医療機関で行います。母子健康手帳交付時にお渡しする、指定の受診票が必要です。

▶4か月児健康診査

生後4か月児を対象に、身体計測、小児科医師の診察を指定医療機関で行います。対象の方には個別に通知します。

▶9～10か月児健康診査

生後9か月から10か月児を対象に、身体計測、小児科医師の診察を指定医療機関で行います。対象の方には個別に通知します。

▶1歳6か月児健康診査

おおむね1歳6か月児を対象に、身体計測、小児科医師の診察、歯科医師の診察、栄養のお話、歯科個別相談、育児相談、栄養相談を集団健診で行います。対象の方には個別に通知します。

▶3歳6か月児健康診査

おおむね3歳6か月児を対象に、身体計測、小児科医師の診察、歯科医師の診察、聴覚検査、視覚検査、尿検査、栄養相談、歯科相談、育児相談を集団健診で行います。対象の方には個別に通知します。

▶5歳児健康診査

5歳になるお子さんを対象に、集団遊び、身体計測、小児科医師の診察、育児相談、希望の方には教育相談、心理相談、栄養相談を集団健診で行います。対象の方には個別に通知します。

〈広告〉



医療法人 いとう子どもクリニック
小児科・内科

伊藤俊晴　伊藤尚志

休診日：日･祝･水曜午後

会津若松市門田町黒岩大坪180
0242-27-4601

問 健康増進課　39-1245

母子健康情報サービス　OYACO plus（オヤコ プラス）

日々の育児の記録や写真を家族でシェアできる機能に加え、市が保有する乳幼児健診や予防接種の記録を、保護者のスマートフォンなどで確認できるサービスです。母子健康手帳と併せて利用することで、出産・子育て環境をサポートします。（詳しくはP4へ）

こどもの予防接種

お母さんからこどもに受け継がれた抵抗力（免疫）は、遅いものでも生後12か月ぐらいまでに失われていきます。予防接種はウイルスや細菌の毒性を弱めて作ったワクチンを体に入れることで、こどもたちを病気から守るための免疫をつくり、感染症を予防します。

生後2か月までに、小学校に入学する前までに受ける予防接種の予診票兼接種券を送付します。かかりつけの小児科医と相談しながら予防接種の計画を立てましょう。指定医療機関や持ち物などは、市ホームページをご確認ください。（予防接種スケジュールはP34へ）

子どもの睡眠環境に大切なこと

安全な睡眠環境



窒息予防のためには敷き寝具は柔らかすぎないものを使用しましょう。乳幼児突然死症候群（SIDS）はうつぶせ・仰向けのどちらの姿勢でも起こりえますが、寝かしつける時にうつぶせで寝かせると発症率が高いことが知られています。

寝床につく前は明るい光を浴びない



眠りを助けるホルモン“メラトニン”は、夜寝る頃に分泌が高まります。明るい光を浴びることでホルモンの分泌が妨げられ、昼の覚醒と夜の睡眠のバランスを損ないます。

通信機器の使用

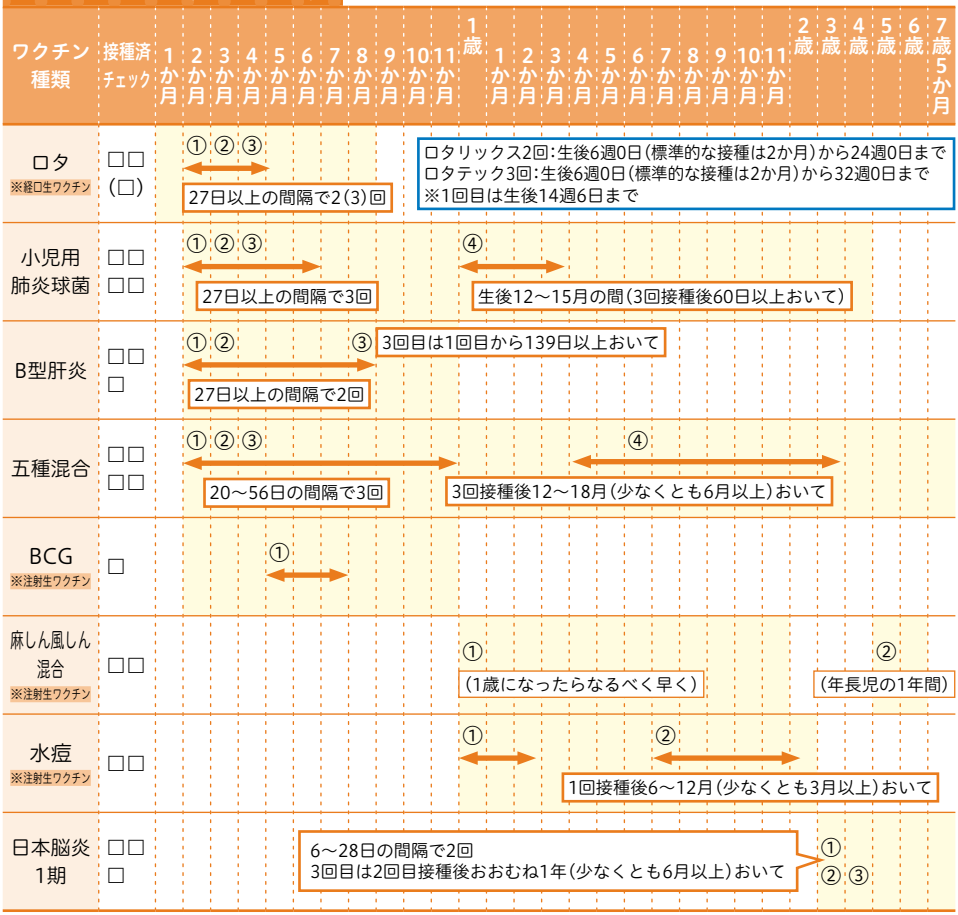


大人より子どもの方がスマホやタブレットなどの光を感じやすいことがわかっています。寝る前に、これらの画面を見ることを避けましょう。

厚生労働省HPより：「未就学児の睡眠指針」（厚生労働科学研究費補助金：未就学児の睡眠・情報通信機器使用研究班（編）愛媛大学医学部附属病院 睡眠医療センター発行/編集2018）を元に編集して作成

スケジュール表（標準的な例）

＊詳しくは、かかりつけ医に相談しましょう。



□・・・市が行う定期接種の対象期間、◀▶・・・標準的な接種期間、丸付き数字・・・接種日の例

月齢の数え方

例：令和5年2月1日生まれの場合

※「生後0週6日まで」と言った場合は「令和5年2月7日まで」、「生後1週0日まで」と言った場合は「令和5年2月8日まで」となります（生まれた日の翌日が生後0週1日）

※「生後2か月から1歳に至るまで」と言った場合、「令和5年3月31日から令和6年1月31日」となります（接種を受け始められるのは誕生日の前日から、接種を受けられる終わりは誕生日の前日まで）

接種間隔の数え方

※接種間隔の日数は、接種した日の翌日から次回接種の前日までを数えます。接種日当日は日数に含みません。



子育て相談

子育てに関することや保護者の心身のケアなど、
各種相談に応じています。



離乳食教室（初期・中期）

問 健康増進課　☎39-1245

お子さんの発育・発達に合わせた離乳食を進められるよう、初期食と中期食の離乳食教室を実施しています。

この時期の離乳食の進め方等の話や、ふれあい遊び、身体測定を行い、希望の方は個別相談もできます。

わんぱく相談

問 健康増進課　☎39-1245

お子さんの発育や発達に不安をお持ちの方の相談を行っています。小児科医師の診察、心理相談、言語相談、栄養相談、育児相談等を行います。

状況に応じて関係機関と連携しながら、お子さんへの関わり方や不安や悩みに対して支援し、お子さんの健やかな発育・発達を促します。予約制となっておりますので、ご希望の方は健康増進課へお電話でお申し込みください。

女性福祉相談

問 こども家庭課　☎32-4470

配偶者やパートナーから暴力や暴言を受けている、経済的な悩み、思いがけず妊娠した、家族や人間関係の悩み、自分の病気や障がいの悩みや困りごとなどを専門の相談員がお聞きし、必要な支援やできることを一緒に考えます。相談はすべて無料で秘密は固く守ります。電話・来所どちらでも相談できます。

厚生労働省の女性支援ポータルサイト「あなたのミカタ」からも相談できます。

女性支援
ポータルサイト
あなたのミカタ

会津若松市は「ベビーファースト宣言」を実施

ベビーファーストとは

子どもを産み育てたくなる社会を実現するために、企業・自治体・個人が妊産婦をはじめ、子育て世代が過ごしやすい環境を醸成することを目指す運動です。

会津若松市は、子育て世代が子どもを産み育てたくなる社会の実現を目指し、令和4年10月28日に「ベビーファースト宣言」を行いました。

地域全体で安心して子育てができる環境づくりのため、行政のみならず、地域や企業の方々のご協力をいただきながら、子育て支援に取り組んでいます。

市のキャッチフレーズ「みんなではぐくむ　未来のあいづっこ」

◆ベビーファースト宣言のアクションプラン

アクションプランについては、国の制度や子育て世代からのニーズ調査の結果、子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、「会津若松市こども計画」を策定して位置づけています。

こどもの障がいや発達に関する相談

こどもの発達や障がいに不安がある保護者等からの相談に応じます。

▶家庭児童相談室

問 こども家庭課　☎32-4470

お子さんの発達や生活・行動の心配事、子育ての悩みなどに、専門の相談員が応じます。

▶地域支援センターあいづ（会津支援学校内）

問 ☎32-2242・080-7538-3697（直通）

お子さんの発達や行動、学習等に関するさまざまな相談（「来校・電話相談」・園や学校への訪問など）に応じます。未就学児を対象とした「あそびの教室」も開催しています。

▶地域支援センターみみらんど・會津（聴覚支援学校会津校内）

問 ☎22-1286

お子さんの「きこえ」や「ことば」についてのさまざまな相談に応じます。

▶地域支援センターあいづっこ（会津支援学校竹田校内（竹田綜合病院内））

問 ☎28-0640

お子さんの学校生活や学習、療育等の教育分野の相談に応じます。必要に応じて関係機関につなぎます。

▶児童発達支援センター

障がいのあるお子さんやその家族への相談支援や、障がいのあるお子さんを預かる施設への助言等を行います。

名称	電話番号
児童発達支援センター ゆめみっこ	33-8818
会津通園訓練センター たんぽぽ園	22-9305
総合発達支援プラザ ふらっぷ	29-0022/27-5516

医療的ケアが必要なお子さんに関する相談

問 こども家庭課　☎23-4545

医療的ケアが必要なお子さんとその家族からの「育ち」や「暮らし」等に関するさまざまな相談に応じます。

ホームスタートわかまつ

問 ファミリー・サポート・あいづ　☎24-2205

地域の子育て経験者が小学生以下のお子さん又は妊婦のいる家庭を訪問し、子育て家庭の悩みや相談に応じたり、一緒に家事・育児をすることで、楽しく育児ができるように支援します。利用は無料です。

民生委員・児童委員

問 地域福祉課　☎39-1232

厚生労働省から委嘱を受けた民生委員・児童委員や主任児童委員が橋渡しとなり、教育・保育施設及び学校と地域、保護者との連携を推進し、必要な情報収集・提供を行います。

こどもや子育て家庭への支援を専門に担当している主任児童委員は各地区に配置されており、地域の身近な相談相手として、妊娠している人や18歳以下のこどもと親のサポートを行います。



ひとり親家庭のために



手当の支給や自立の支援、各種相談などさまざまな支援があります。

児童扶養手当

問 こども家庭課　☎39-1243

父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母又は父、もしくはこれらの父又は母に代わって養育している人に対して、生活の安定と自立を助けるため手当を支給します。

ひとり親家庭医療費助成

問 こども家庭課　☎39-1243

ひとり親家庭及び父母のいない児童の健康と福祉の増進を図るため、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育している、ひとり親家庭の親と児童及び父母のいない児童を対象に、医療費の一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を助成します。

ひとり親家庭自立支援事業

問 こども家庭課　☎39-1243

母子家庭等の生活の安定を図るため、就職に必要な資格取得や技能習得のための修学や講座の受講をするひとり親家庭の父又は母に対して、費用を助成します。

▶高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の母又は父が、看護師等の資格取得のため養成機関で修業する場合に給付金を支給。

▶自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度の教育訓練給付指定の講座を受講するひとり親家庭の母又は父に費用の一部を支給。

▶高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭の親又は児童に、対象講座の受講費用の一部を支給。

就学遺児激励金

問 こども家庭課　☎39-1243

市内に住所があり、小中学校・義務教育学校等に在籍する学齢の就学遺児が健やかに成長し、勉学の励みとなるよう、その児童を養育している方に就学遺児激励金を支給します。

就学遺児に対して、小学校等在学時・中学校等在学時にそれぞれ30,000円を最大2回まで支給します。

母子生活支援

問 こども家庭課　☎23-4545

母子家庭に施設へ入所いただき、生活安定のための相談や援助を進めながら、自立のためにその生活を支援します。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付

問 こども家庭課　☎23-4545

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方の経済的自立を支援するため、無利子・低利子で各種資金の貸付を行っています。

就学援助制度

問 学校教育課　☎39-1303

経済的理由でお困りの保護者の方に対し、こどもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、学用品費・修学旅行費等を支給します。

ふれあい遊びを楽しもう！ あんよの頃

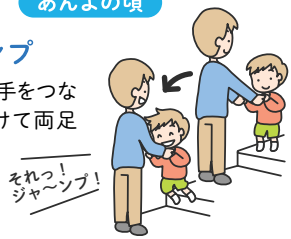
ボール遊び

まだ真下に落としたり、思いもよらない方向へ投げたりしますが、拾って渡し、繰り返すことを楽しみます。



両足でジャンプ

低い段差で両手をつなぎ、かけ声をかけて両足で跳びます。





障がいのあるこどものために

心身に障がいを持つお子さんのためのサポート制度があります。



手帳の申請

問 障がい者支援課　☎39-1241

障がいのあるこどもが各種援助やサービスを受けるときに必要な手帳です。手帳には身体・療育・精神の3種類があります。

身体障害者手帳の障がい種別や等級に応じて、眼鏡や車いすなどの助成があります。

身体　療育　精神

▶市の公共施設利用料の減免

手帳を提示すると、市の公共施設利用料が減免になります。

障害者手帳スマートフォンアプリ「ミライロID」も利用することができます。

▶所得税・住民税の控除

手帳をお持ちのお子さんを扶養している場合、障害者控除を受けることができます。

特別児童扶養手当

問 こども家庭課　☎39-1243

心身に中度又は重度の障がいのある20歳未満のこどもを監護又は養育している方に支給します。

手当月額：1級　58,450円
　　2級　38,930円

障害児福祉手当

問 こども家庭課　☎23-4545

日常生活に常時介護が必要な障がいのある在宅のこどもに支給します。

手当月額：16,560円

自立支援医療の給付（育成医療）

問 こども家庭課　☎39-1243

身体に障害を有するこどもが、その障がいを除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を行う場合の医療費を一部負担します。

難聴児補聴器購入費等助成

問 こども家庭課　☎23-4545

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入費等の一部を助成します。

障がい児に対する支援

問 こども家庭課　☎23-4545

発達に不安があるこどもや医療的ケアが必要なこどもが通所して受けられる支援です。

▶児童発達支援

未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

▶放課後等デイサービス

就学児を対象として生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

▶保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのあるこどもに対して、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

▶タイムケア

日中活動の場を提供するとともに、その家族の一時的な休息の確保を図ります。

▶ガイドヘルパー

障がい等により、屋外での移動が困難なこどもの外出を支援します。

その他、ショートステイやホームヘルプなどの支援もあります。詳細は担当課にご相談ください。

障がい者相談窓口

障がいのあるこどもや障がいのある人、その家族等からの地域生活に関するさまざまな相談に応じ、必要な支援を行います。

名称	担当小学校区	電話番号
障がい者基幹相談支援センターカムカム	下記以外全て	33-5622
第1地域障がい者相談窓口	行仁、鶴城、東山	080-1090-2701
第2地域障がい者相談窓口	謹教、城西、小金井	29-0025
第3地域障がい者相談窓口	門田、城南、大戸	23-7488
第5地域障がい者相談窓口	一箕、松長、湊	080-8601-9825
北会津地域障がい者相談窓口	荒舘、川南	56-2525

相談窓口について



保育所・認定こども園・幼稚園



各施設を利用する際の手続きなどについて
ご紹介します。

問 こども保育課　☎39-1239

施設・各種保育サービス

▶保育所とは

保育所は、保護者の就労、病院への通院などの理由により家庭においてこどもを保育できない場合に、保護者に代わって保育することを目的とした施設です（一覧はP43へ）。

ご利用案内

▶認定こども園とは

認定こども園は、保育及び教育を一体的に提供する保育所（園）と幼稚園の機能や特徴を併せ持った施設です。教育時間の後、保育が必要な児童は、保育所と同様の保育を受けることができます（一覧はP44へ）。

▶地域型保育施設とは

0歳児～2歳児を対象とした、小規模（19人以下）の保育施設です。
会津若松市では「家庭的保育」、「小規模保育」、「事業所内保育」があります（一覧はP45へ）。

▶認定とは

教育・保育施設を利用するためには、こどもの年齢、保育の必要性の有無に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定の区分によって利用できる施設や時間が異なります。

認定区分	
1号認定	満3歳以上の未就学児で教育部門（幼稚園）を利用する児童
2号認定	満3歳以上の未就学児で保育を必要とする児童（保護者が就労しているなど）
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする児童（保護者が就労しているなど）

〈広告〉



幼保連携型認定こども園
どんぐり山こども園
〒965-0825　TEL.0242-28-0772
会津若松市門田町大字黒岩大坪68-1
https://minami-swc.com/donguri/

幼保連携型認定こども園
南町こども園
〒965-0874　TEL.0242-27-1965
会津若松市南花畑2-7
https://minami-swc.com/minami/

▶入所基準

2号認定・3号認定は、保護者が次のいずれかの事由に該当する必要があります。また、事由によって認定期間・保育必要量（保育時間）が異なります。

- 就労…標準時間：週30時間以上かつ月120時間以上
 短 時 間：月64時間以上
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病等
- 同居親族の介護
- 災害復旧への従事
- 求職活動
- 職業訓練等
- 育児休業（在園児のみ対象）
- その他

▶申し込み

・1号認定→幼稚園・認定こども園に直接利用申し込みをしてください。
・2号認定、3号認定→締切日を確認し、申請書類をこども保育課又は認定こども園に提出してください。保育の必要性が高い児童から入所調整を行い、結果を通知いたします。

▶保育料

保育料が無償になる児童は次のとおりです。

- 3歳児（教育・保育給付認定1号認定は満3歳）～5歳児
- 0歳児～2歳児の住民税非課税世帯
- 世帯内の18歳未満の兄姉を基準に、入所する児童が第2子以降の場合（R8.9から）

▶副食費

1号認定（教育認定）・2号認定（3歳～5歳の保育認定）の児童は直接施設にお支払いいただきます。

免除となる方

- 年収360万円未満相当の世帯の児童
- 世帯内の小学校3年生から数えて、第3子以降の児童

※3号認定（0歳～2歳の保育認定）は保育料に含まれており、別途給食費の徴収はありません。

▶延長保育とは

保育所や認定こども園などで、就労形態の多様化や通勤時間など、保護者の就労形態に応じた保育時間の延長の需要に対応するため、通常の保育時間を延長し、保育を行います。

▶一時預かり（一時保育）とは

教育・保育施設などで、冠婚葬祭、保護者の傷病、入院などにより、緊急・一時的に保育を必要とする児童の保育を行います。

また、育児疲れ解消のためにもご利用いただけます。

※所得の低い世帯や支援が必要なお子さんがいる世帯が、一時預かりを利用された場合、利用料の一部を補助します。

ふれあい遊びを楽しもう！ ねんねの頃

キック遊び

足の裏を優しく手の平で押すと、赤ちゃんが押し返してきます。キックキックとかけ声をかけてみて。



おつむてんてん

赤ちゃんの手を持って「おつむてんてん」と手遊びしましょう。無理に引っ張るのはNG。



▶休日保育とは

日曜日・休日の保護者の勤務などによる保育ニーズへの対応を図るため、日曜日・休日において保育を行います。

事前に保育所への登録と利用料金が必要となりますので、実施施設へお問い合わせください。

▶子育て支援センターとは

子育て家庭の親子（概ね3歳未満の児童及び保護者）を対象として、子育てに関する悩み解消のため、保育士等による育児相談を行っています。

主な支援内容

- 保育士等による育児・健康相談
- 園庭の開放
- 絵本や育児書の貸出し

親と子のふれあいを深め、同じ子育てを行う親同士が情報交換や交流する場として利用できます。

▶こども誰でも通園制度とは

ふだん保育所等に通っていないお子さんが、保育所等をひと月あたり10時間まで利用できる制度です。

対象年齢：0歳6か月から満3歳未満。利用には認定が必要で有料です。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▶施設一覧

保育所（園）

施設名	所在地	電話番号	開所時間	入所可能年齢	一時預かり	休日保育	子育て支援センター
中央保育所	花春町2-1	27-3370	7:00～19:00	8週～	－	－	○
若松第一保育園	日新町16-36	27-9271		3か月～	○	－	○
若松第三保育園	城前9-6	27-1479			○	－	○
のぞみ保育園	中町3-20	26-3555			○	－	○
つるが保育園	居合町8-48	24-6334			○	－	○
門田報徳保育園	門田町中野屋敷191-3	26-3144			－	－	○
会津報徳保育園	材木町一丁目3-15	27-2805			－	－	○
面川報徳保育園	門田町面川舘堀74	28-0216			○	－	○
すくすく園	東千石二丁目4-15	28-4131			－	－	○

ふれあい遊びを楽しもう！ おすわりの頃

いないいないばぁ

物陰から出て来たり、顔にガーゼやハンカチをかぶせたりとバリエーションをいろいろ変えて、長く楽しめる遊びです。



肩車でおうち探検

背中をしっかり支えてあげて。肩車で目線が高くなり、普段見えない風景に、赤ちゃんは大喜びです。

※家の中では高さや幅に注意！



幼保連携型認定こども園

施設名	所在地	電話番号	開所時間	入所可能年齢	一時預かり	休日保育	子育て支援センター	こども誰でも通園制度
認定こども園 北会津こどもの村 幼保園	北会津町 中荒井字 山道4-1	23-8585	7:00～ 19:00	3か月～	○	－	○	○
認定こども園 こばとらんど	町北町 大字上荒久田字 石尻107	24-5810			○	－	○	
南町こども園	南花畑2-7	27-1965			○	－	○	
どんぐり山 こども園	門田町 大字黒岩字 大坪68-1	28-0772			○	－	○	
やまがみらい こども園	山鹿町4-37	27-1647			○	－	○	
あいづ博愛 こども園	本町8-40	27-3636			○	－	○	
こぼうしこども園	滝沢町4-26	24-9272			○	－	○	
リトルスター こども園	インター西68	85-8430			○※	－	○	
会津若松 どろんこ保育園	河東町広田字 横堀15	75-2155	7:00～ 20:00		○	－	○	
あいづ若葉こども園	湯川町3-74	27-5195	7:30～ 19:00	6か月～	○	－	○	
すがわら 若葉こども園	柳原町 四丁目5-20	26-2384			○	－	○	
とうみょう 子ども園	大町 二丁目1-45	25-3636	7:30～ 18:30	10か月～	○	－	○	○
ザベリオ学園 こども園	西栄町1-52	28-1514	7:00～ 19:00		○	－	○	
みなみ若葉 こども園	門田町 大字日吉字 小金井63	27-8611	7:30～ 19:00	満1歳～	○	－	○	
会津慈光こども園	宝町2-16	27-3942	7:00～ 19:00		○	－	○	
慈光第二こども園	東年貢 二丁目7-3	27-3114			○	－	○	
認定こども園 子どもの森	一箕町 大字亀賀字 北柳原42-1	22-3463			○	－	○	○
認定こども園 榎(えのき)の木	千石町8-16	32-6386			○	－	○	○
わかよう第二 こども園	日新町8-26	27-1608			○	－	○	
わかよう第三 こども園	湯川町3-53	27-2747			○	－	○	

※余裕活用型

地域型保育施設

施設名	所在地	電話番号	開所時間	入所可能年齢	一時預かり	休日保育	子育て支援センター
ロータス保育園	金川町3-18	85-6893	7:00～19:00	3か月～2歳児	○※1	○	○※2
まな児遊園 門田ルーム	飯寺南二丁目3-48	93-9039			－	－	－
まな児遊園 幸くるルーム	真宮新町南四丁目100	58-0113			○※1	－	－
ベビーハウス ミッキー	滝沢町2-43	36-7456			－	－	－
ムーミンベビー&チャイルドルーム	城西町4-50	29-3989			－	－	－

※1 余裕活用型
※2 NPO法人Lotus『こどもの秘密基地　木育の森もくれん』(大町2丁目9-9 23-7178)

認可外保育施設

施設名	電話番号
プリスクール水輝	37-1050
いいもり山学園	93-7896
保育ばあば　でこぽん	28-9085
湊しらとり保育園(へき地保育所)	93-2010

施設名	電話番号
あおいほいくえん(企業主導型保育事業)	23-8278
リオン・ドール保育園(企業主導型保育事業)	32-5151
アイアイキッズクラブ(企業主導型保育事業)	23-8015

認可外保育施設は、直接、施設への申し込みが必要で、保育料は施設が定めた金額になります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

※令和8年9月より、同世帯内の18歳未満の兄姉を基準に、入所する児童が第2子以降の場合で会津若松市より保育認定を受けた0～2歳児の保育料について、支援金(上限あり)を支給します。

〈広告〉



よい保育施設の選び方　十か条

一　まずは情報収集を
・市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう

二　事前に見学を
・決める前に必ず施設を見学しましょう

三　見た目だけで決めないで
・キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう

四　部屋の中まで入って見て
・見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう

五　子どもたちの様子を見て
・子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう

六　保育する人の様子を見て
・保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
・保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
・保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
・保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう

七　施設の様子を見て
・赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
・遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
・陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう
・災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう

八　保育の方針を聞いて
・園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
・どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
・連絡帳などで家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう

九　預けはじめてからもチェックを
・預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう

十　不満や疑問は率直に
・不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか

（厚生労働省HPより引用）

幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。保育所（園）と違い入所の基準はありません。

幼稚園

施設名	所在地	電話番号	開所時間	入所可能年齢	預かり保育	休日保育	子育て支援センター
若松聖愛幼稚園	馬場町3-8	22-1777	7:30～18:30	満3歳～	○	－	－
河東第三幼稚園※	河東町熊野堂字高舘175	75-2976	7:30～17:00		○	－	－
富岡幼稚園（子ども・子育て支援制度未移行幼稚園）	インター西68	85-8423	7:00～19:00		○	－	－

※令和9年3月31日 閉園

こんな時の対処法❶ ／ 頭を強く打った！

意識がない場合は頭を高くして寝かせ、耳や鼻から血などの液体が出ている場合は出ている方を下にして寝かせます。
その後すぐに救急車を呼びましょう。
※他にも、吐く・顔色が悪い・普段はかかないいびきをかくなど、異変が見られる場合はすぐに病院へ連れて行きましょう。





入学後の子育て

小学校に入学してからの手続きや支援について
ご紹介します。



市立学校一覧

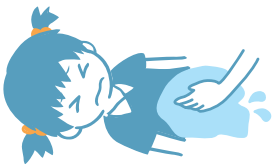
問 学校教育課　☎39-1303

小学校

学校名	所在地	電話番号
鶴城小学校	東栄町7-7	27-0741
城北小学校	城北町2-1	22-0742
行仁小学校	行仁町6-1	22-0743
城西小学校	川原町4-1	28-0711
謹教小学校	米代一丁目5-33	28-2100
日新小学校	日新町7-40	27-2331
一箕小学校	山見一丁目4-2	22-1789
松長小学校	一箕町松長四丁目9-2	32-2490
永和小学校	高野町大字上高野字村内43-1	22-2364
神指小学校	神指町大字高瀬字大道東108-3	22-2566
門田小学校	門田町大字中野字村前1-1	27-3442
城南小学校	門田町大字黒岩字大坪25-1	28-9111
大戸小学校	大戸町上三寄大豆田116	92-2504
東山小学校	慶山一丁目2-1	27-2061
小金井小学校	門田町大字日吉字小金井48	28-5840
荒舘小学校	北会津町下荒井字八幡前13	58-2233
川南小学校	北会津町小松490-2	56-3062

こんな時の対処法② ／ 胸やお腹を強く打った！

静かに寝かせて、様子を見ます。
打ち身やあざが出来た場合、冷たくしたタオルで患部を冷やしてあげましょう。
※顔色が悪い・吐くなどの異変が見られる場合、救急車を呼ぶか、すぐに病院へ連れて行きましょう。



中学校

学校名	所在地	電話番号
第一中学校	蚕養町11-1	24-2277
第二中学校	城前1-7	27-0715
第三中学校	湯川町4-20	27-0994
第四中学校	桜町110	27-1051
第五中学校	門田町大字御山字村下314	27-1781
第六中学校	神指町大字黒川字湯川東296	22-5153
一箕中学校	一箕町大字八幡字堰下70	22-2113
大戸中学校	大戸町上三寄香塩211-1	92-2510
北会津中学校	北会津町中荒井2107-1	58-3322

義務教育学校

学校名	所在地	電話番号
河東学園	河東町南高野字金剛田1	前)76-1231 後)75-3011
湊学園	湊町大字共和字上馬渡171	前)93-2066 後)93-2014

就学時健康診断

問 学校教育課 ☎39-1303

新年度に小学校や義務教育学校に入学するお子さんを対象に、入学予定の学校で健康診断を行います。内容は医師による診察や簡易的な知能検査などで、就学前年の10月・11月に実施します。

学校情報の配信

問 学校教育課 ☎39-1303

学校での活動の様子やお知らせなどを「あいづっこWeb」のWebページにて配信しています（詳しくはP4へ）。

転校の手続き

問 学校教育課　☎39-1303

引っ越しが決まり、転居・転出をする際に今までの学校と新しい学校へ手続きが必要です。また、引っ越ししても引き続き住所変更前の学校へ就学したい場合は、学校教育課で学区外申請が必要です。

学校給食

問 学校施設給食課　☎23-7809

市立学校に入学・転入される場合は、学校給食の申し込みが必要です。学校もしくは学校施設給食課でお手続きください。なお、給食費につきましては、小学校については無償化を実施しており、中学校についても、物価高騰分を支援することで、保護者負担の軽減を図っています。

こどもクラブ

問 こども保育課　☎39-1239

保護者が仕事や病気などのため昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期の休みに学校施設などを利用して、支援員のもと、適切な遊びを中心としたさまざまな活動を行います。

開所日　学校登校日、土曜日、長期休業日（春休み・夏休み・冬休み）、学校行事等による繰替休業日（日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）は閉所）

開所時間　学校登校日：放課後～18：00（延長利用の場合は19：00まで）
土曜日・長期休業日：8：00～18：00（延長利用の場合は19：00まで）

利用料　月額4,000円。延長利用の場合：月額5,000円。減免制度あり。

利用申込　各こどもクラブ（P50参照）へ直接お申し込みください。

ご利用案内

いざ入院！何を準備すればいいの？



□母子手帳　□診察券　□健康保険証　□印鑑　□小銭　□厚手の靴下
□ウエストニッパー　□前開きのパジャマ（3組程度）　□母乳パッド　□タオル
□スリッパ（かかとがストレートのもの）　□ガーゼ　□授乳用ブラジャー（3組程度）
□産褥ショーツ（3枚ほど）　□薄手のカーディガンやガウン　□清浄綿　□基礎化粧品
□お風呂セット（シャンプー・リンス・ボディソープ）　□洗面用具（歯磨きセット含む）

こどもクラブ一覧

こどもクラブ名	対象小学校	所在地	電話番号
鶴城こどもクラブ	鶴城小学校	鶴城小学校内	27-9611
城北こどもクラブ	城北小学校	城北小学校内	22-0751
行仁こどもクラブ	行仁小学校	行仁小学校内	22-9006
城西こどもクラブ	城西小学校	城西小学校内	28-1334
謹教こどもクラブ	謹教小学校	謹教小学校内	28-2311
日新こどもクラブ	日新小学校	日新小学校内	26-6901
湊こどもクラブ	湊学園	湊学園内	93-2067
一箕第一こどもクラブ	一箕小学校	一箕小学校内	22-1887
一箕第二こどもクラブ		山見一丁目1-5	22-0280
一箕第三こどもクラブ		滝沢町5-35	22-9250
松長第一こどもクラブ	松長小学校	松長コミュニティセンター内	32-0653
松長第二こどもクラブ		松長小学校内	32-2525
永和こどもクラブ	永和小学校	永和小学校内	24-2612
神指こどもクラブ	神指小学校	神指小学校内	22-2580
門田こどもクラブ	門田小学校	門田小学校内	27-3722
城南第一こどもクラブ	城南小学校	東年貢一丁目7-64 （慈光第二こども園内）	27-3556
城南第二こどもクラブ		門田町大字黒岩字大坪70-13	23-4300
大戸こどもクラブ	大戸小学校	大戸小学校内	92-5838
東山こどもクラブ	東山小学校	東山小学校内	27-2445
小金井第一こどもクラブ	小金井小学校	門田町大字日吉字笊籬田1-1	23-4091
小金井第二こどもクラブ		館脇町4-5	27-6177
荒舘こどもクラブ	荒舘小学校	北会津町下荒井139 （旧荒舘幼稚園内）	58-3419
川南こどもクラブ	川南小学校	川南小学校内	56-5965
河東こどもクラブ	河東学園	河東学園内	75-3730
中央こどもクラブ	待機児童のみ	中央一丁目1-5	32-1911

地域学校協働本部事業

問 生涯学習総合センター　22-4700

放課後のこどもたちの居場所づくりを行う「放課後子ども教室」や学校のニーズに応じて地域の方々がさまざまな学校活動を支援する「地域学校協働活動」などを行い、学校と地域が連携を図ることでこどもたちの豊かな人間性を育み、地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支えていきます。

［放課後子ども教室］

放課後の小学生を対象に、地域の方々が指導員となりスポーツやものづくりなどの体験活動を行っています。各子ども教室ごとに活動日や内容等が異なります。詳しくは、下表の担当公民館までお問い合わせください。

放課後子ども教室一覧

教室名	対象小学校	担当公民館・申込先	主な活動場所	活動内容（参考）
あいづっ子1455	（下記以外の小学校）	生涯学習総合センター 22-4700	會津稽古堂	サツマイモ苗植え、お茶体験、カヌー体験　など
城西っ子1455	城西小学校	生涯学習総合センター 22-4700	城西小学校	折り紙、エアードーム、バス乗車体験　など
行仁っ子1455	行仁小学校	生涯学習総合センター 22-4700	行仁小学校	バルーンアート、ディスゲッター、科学工作　など
こうざしっ子	神指小学校	中央公民館神指分館 22-1782	神指小学校	忍者らんど、サッカー、バルーンアート　など
永和いなほキッズ	永和小学校	北公民館 25-4044	永和小学校	吹き矢、パステルアート、卓球、マジック　など
南チャレンジキッズ	門田小学校 城南小学校 小金井小学校	南公民館 27-4835	門田小学校 南公民館	パソコン、昔遊び、フラダンス体験　など
おおとっ子1455	大戸小学校	大戸公民館 92-2373	大戸小学校 大戸公民館	ニュースポーツ、吹き矢、竹細工、花炭づくり　など
まつながっ子1455	松長小学校	一箕公民館 25-0997	松長小学校	レクリエーション、科学工作あそび、防災教室　など
東チャレンジクラブ	東山小学校	東公民館 27-6381	東山小学校 東公民館	スポーツレクリエーション、工作、折り紙　など
みなとっ子1455	湊学園	湊公民館 93-2461	湊学園	一輪車体験、お手玉ゲーム、レクリエーション　など
あらたてわんぱく遊び隊	荒舘小学校	北会津公民館 58-3111	荒舘小学校	バルーンアート、ニュースポーツ、電気教室　など
かわなみわんぱく遊び隊	川南小学校	北会津公民館 58-3111	川南小学校	バルーンアート、ニュースポーツ、電気教室　など
学園キッズクラブ	河東学園	河東公民館 75-2127	河東学園	よさこいソーラン、七夕飾り付け、ミニ運動会　など

教育相談

問 学校教育課　☎39-1303　教育相談直通　☎32-4441

いじめや不登校、就学や子育てなどの相談に、経験豊かな専門の教育相談員があたります。

スクールカウンセラー等の配置

問 学校教育課　☎39-1303

専門的な知識や経験を有する「スクールカウンセラー」を学校に配置し、いじめや不登校など児童生徒の不安や悩みを全力でサポートします。

教育支援センター

問 学校教育課　☎39-1303

不登校状態の児童生徒に、教育相談、小集団活動、学習指導、生活指導等を行い、こどもたちの自立心や社会性を養うとともに、生活リズムを改善させ、社会的自立に向けて支援しています。

特別支援教育就学奨励費

問 学校教育課　☎39-1303

特別支援学級に入級しているこどもの保護者の方に対し、学用品費、修学旅行費等の一部を支給します。

生活困窮者自立支援制度「子どもの学習・生活支援事業」

問 地域福祉課　☎23-4800

学童生活支援員・高校就学支援員を配置し、生活困窮世帯の未就学児から中学生を対象に学習支援を行い、こどもの学習習慣の形成や、保護者への養育環境改善に向けた働きかけなどを行います。

子ども会・指導児講習会

問 教育総務課　☎39-1304

子ども会への入会案内や、入会を希望する方へ、子ども会育成会連絡協議会を通して地区の子ども会を紹介します。

子ども会育成会連絡協議会では、子ども会会員を対象に、集団生活のルールやレクリエーション、会津の歴史や文化等について、宿泊学習を通して学び、ジュニアリーダーを育てる指導児講習会を開催しています。

▶ジュニアリーダーとは

こどもたちのよき遊び相手として指導にあたる中高生のこと。指導児講習会を修了することでジュニアリーダーになれる。



手助けが必要なとき

急な病気や仕事の都合などで子育てに困ったときのサポートについてご紹介します。



福島県こども救急電話相談

夜間にお子さんの身体の具合が悪くなった場合に、電話で医師・看護師等に相談し、家庭で可能な対処方法などについてのアドバイスを聞くことができます。

相談時間 18:00～翌朝8:00　**電話番号** ＃8000　又は　024-521-3790

福島県救急電話相談

急なケガや病気の際に、応急手当の方法、受診や救急要請の必要性に対して専門家の助言が受けられます。

相談時間 毎日24時間　**電話番号** ＃7119　又は　024-524-3020

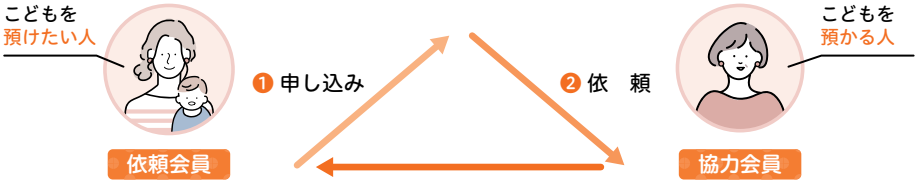
ファミリー・サポート・センター

問 こども家庭課　23-4545

育児の援助をしてほしい人と、手助けしたい人がお互い会員になり、こどもの一時預かりや保育施設等への送迎などを行います。

＼両会員を結ぶ／

ファミリー・サポート・センター



❸ 打ち合わせ（事前に詳細を打ち合わせる）
❹ 援助活動（こどもを預ける・預かる）
❺ 報酬の支払い（依頼会員から協力会員へ）

申し込み・問い合わせ ファミリー・サポート・あいづ　24-2077

子育て世帯訪問支援事業（ヤングケアラー支援含む）

問 こども家庭課　☎23-4545

病気や出産等で家事や育児の援助をしてほしい子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいるご家庭を子育てヘルパーが訪問し、衣類の洗濯等やこどもの沐浴の介助等を行います。

▶ヤングケアラーとは

大人に代わって日常的に家事や家族の世話などを行うことにより、通学や勉強・友達と遊ぶ時間が十分に取れない状況にあるこどものことです。



出典「こども家庭庁ホームページ ヤングケアラーについて」

▲家族のお世話が忙しいために「学校に行くことができない」などの困ったことがあるときは…

学校の先生に相談	
先生やスクールソーシャルワーカーなどが相談に応じます。	
電話相談	
ふくしま24時間子どもSOS	0120-916-024
児童相談所相談専用ダイヤル	0120-189-783
どこに相談していいかわからない時は	
ヤングケアラーコーディネーター	024-521-8665（福島県児童家庭課）

子育て短期支援事業（ショートステイ）

問 こども家庭課　☎23-4545

保護者が入院や冠婚葬祭などで一時的に児童の養育ができない場合等に、母子生活支援施設で一定期間、養育・保護を行います。

病児保育

問 こども保育課　☎39-1239

お子さんが病気のため集団生活が困難で、保護者の仕事の都合や傷病、出産、冠婚葬祭などにより家庭で育児できない場合に、一時的にお子さんをお預かりし、ご家庭の子育てを支援します。

申込は「TeOTe（テオテ）」よりネット予約をご利用ください。

	キッズケアにじいろ	病児保育あおぞら
場　所	山見2丁目8-8	門田町黒岩石高117-7
電話番号	23-8802	23-8278
対象児童	生後6か月～小学3年生	生後90日～小学6年生
開所日時	月曜日～金曜日　8:00～18:00 土曜日　8:00～13:00	月曜日～金曜日　8:00～18:00
閉所日	日曜日、祝日、12月29日～1月3日 その他クリニックの休診日 （やまみこどもクリニック併設の為）	土日、祝日、12月31日～1月3日 その他はホームページをご確認ください
利用料金	1日　2,000円　　半日　1,000円	

TeOTe（テオテ）

病児保育について

ひきこもり支援

問 地域福祉課　☎23-4800

「生活サポート相談窓口」において、生活困窮の一因となり得るひきこもりに関する相談に応じ、関係機関と連携しながら支援します。

こども食堂等

問 こども家庭課　☎39-1243

食事の提供や宅食、学習支援、居場所づくりなどに取り組んでいる事業所があります。詳細は、市ホームページ等でご確認ください。

その他

問 環境共生課　☎23-4700（電気自動車・太陽光発電）、☎27-3961（ごみ減量化）

電気自動車等購入補助金

市内在住の市民又は市内に事業所等を持つ法人が、電気自動車又はプラグインハイブリッド車・燃料電池自動車を新車で購入する際に補助金を交付します。

補助額は1台当たり燃料電池自動車200,000円、普通電気自動車50,000円、軽電気自動車40,000円、プラグインハイブリッド自動車40,000円。ただし子育て世帯（18歳未満で就労していない子もしくは妊娠中の子がいる世帯）は10,000円増額。

住宅用太陽光発電システム等設置補助金

市内在住の市民が、住宅用太陽光発電システム等を設置する際に補助金を交付します。

補助額は一般世帯で最大80,000円。ただし子育て世帯（18歳未満で就労していない子もしくは妊娠中の子がいる世帯）は最大100,000円。

ごみ減量化事業補助金

家庭から出るごみの減量のため、市民の方が生ごみ処理容器等を購入する際の購入費用の一部を補助します。

〈子育て世帯支援枠〉

家庭用生ごみ処理容器：補助金限度額：24,000円、家庭用堆肥枠：補助限度額：4,000円